

# *Tattvārthā* における

## 得・非得の翻訳研究（1）

楠 宏 生

### 序

本稿は、世親（Vasubandhu）の『俱舍論』（*Abhidharmaśabdhāśya*, 以下, AKBh）第二章根品、心不相応行法の冒頭部分と得（prāpti）・非得（aprāpti）に対する安慧（Sthiramati）の註釈書、*Tattvārthā Abhidharmaśaṭīkā*（以下, TA）の翻訳研究である。尚、本稿の安慧疏の訳文は、学位請求論文（拙稿「説一切有部における得・非得の研究」2010, 大谷大学）の副論文に掲載した一部に加筆、訂正したものであることを予め断っておきたい。

周知のように、櫻部建博士による『俱舍論』第一章界品、第二章根品の邦訳、および同章について、荻原雲来・山口益の両博士による称友（Yaśomittra）の註釈書、*Sphuṭārthā Abhidharmaśavyākhyā*（以下, SA）の邦訳がある。<sup>(1)</sup>また近年には、那須良彦氏によって、『俱舍論』根品の心不相応行法の冒頭部分と得・非得についての『俱舍論』、およびそれに対する称友疏、安慧疏についての詳細な翻訳研究が既に発表されている。<sup>(2)</sup>よって、これまでの先行研究と多く重複しているが、冒頭に述べた当該部分の安慧疏の和訳を提示したい。

これから安慧疏の和訳を紹介するに際して、『俱舍論』および安慧疏において論じられている得・非得の議論とその立場について一言しておきたい。まず、有部における得・非得の議論は浩瀚にして複雑である。世親は『俱舍論』において、『婆沙論』における得・非得の膨大な議論を精緻に整備し、さらに世親独自の諸法觀に基づいて得・非得を纏め論じている。それに対して、『順正理

論』の著者、衆賢 (Saṅghabhadra) は、世親の得・非得の立場が有部の得・非得の立場に全く違逆する考え方であるとして、世親の説を広く論難している。また、安慧疏では、有部、および世親の得・非得の解釈とその相違点を明らかにするために、『婆沙論』を主とする議論、および衆賢などの議論を引文しつつ、有部が実有と論ずる得・非得のダルマの論理とその意味を考察している。よって、安慧疏では、有部、世親、衆賢のそれぞれの立場の鮮明化に力点が注がれることは言うまでもないのだが、結果として安慧疏に見られる本文は得・非得の複雑なダルマの論理と、立場を異にする論者の重層的な議論とに相俟って複雑な論理的構造を有するに至る。

最後に、本稿における訳注の取り扱いについてであるが、得・非得、およびそれに関する先行研究はこれまでに多数発表されてきた。しかし、本稿では先行研究についてはほとんど言及しないで、また考察として雜駁になることを避けて、基本的に安慧疏についての訳注を施すことにした。ただし、有部独自の教義学説についての解説や説明が必要である場合に限って先行研究を取り上げ、その当該箇所を示した。

## 科 文

### 1 心不相應行とは何か

### 2 得・非得の規定

#### 2.1 得と獲・成就

#### 2.2 非得

#### 2.3 有為・無為法と得・非得

##### 2.3.1 有為法と得・非得

##### 2.3.2 無為法と得・非得

#### 2.4 小結

### 3 得の実在・非実在をめぐる論争

#### 3.1 世親の批難と有部における得の経証

和訳 (TA P. to 235a5–239a1; D. tho 200a7–204a1, LA P. ju 174b7–178a8; D. cu 150a5–153a2)

## 1 心不相応行とは何か

TA P. to 235a5-b7; D. tho 200a7-201a1(ad. AKBh 62.10-14, P. gu 79a7-b1)

今<sup>(3)</sup>、諸心所〔法〕について直前に、指し示される諸々の〔心〕不相応〔行法〕を解説するに至ったので、〔師世親は、〕その種類の相を説かんと欲して、

〔偈の中で〕〔心〕不相応行は〔II-35a〕(viprayuktaḥ tu saṃskārāḥ, AKBh 62.10)  
云々と説くのである。

〔第三十六偈の中の〕“ca [II-36a]”(AKBh 62.12)の語は、すべての包摂(saṃgraha)がある要約を意味する。[“ca”的直後に説かれる]二つ目〔の“iti [II-36a]”(AKBh 62.12)の語〕が意図するものは、〔心不相応行法であるものを〕弁別する(brtag pa, pravicya)ためである。もし、〔心不相応行法に類属する〕依〔得\*āśrayapratilābha, \*upadhipratilābha・事得\*āyatana pratilābha・処得\*vastupratilābha〕の〔三種の〕得などが得(prāpti)と異なったものとしてある、と考える者たちを認めるとするならば、得などのこれら〔心不相応行の〕諸法は、心と直接的に関係(mngon par, abhisam̄bandhatva)しない作用があり、心と相応しないと言わなければならない。〔すなわち、それらの諸法は〕心・心所〔法〕のように心と共に〔同一の〕所縁に対して起るのではない、という意味である。

心不相応(cittaviprayuktāḥ, AKBh 62.14)と言っているのは、心と等しい種類のものであることを示すためである。ある〔諸法の〕ものと相応することができる、その〔諸法の〕ものとだけ相応しないと言われることがある。それ故に、ある〔諸法の〕ものと色〔法〕が、〔不相応になる〕という疑念は生じない。  
〔なぜなら、色法は〕心と等しい種類のものではないので、不相応の名を獲得することにはならない。〔心と〕相応する性質ものと、まさしく色からなるものと、色に順ずるものもまた〔心不相応行と名づけられるのでは〕ない。それら心所〔法〕もまた、それ〔心〕に等しい種類のものであるが故に、〔心不相応行は〕所縁を持たないものと限定されるので、それ〔心所〕を除かんがために不相応と言うのである。また、それら〔三〕無為と等しい種類のものの所縁を持たないので行<sup>(10)</sup>と言うである。それ故に、これらの行は心と相応せず、色を

自性としないので〔心不相応行である〕 (ime saṃskārā na cittena saṃprayuktā na ca rūpasvabhāvā iti, AKBh 62.14) と説かれる。

次のような形で〔心不相応行の意味を〕説いたことになる。心と不相応のものなので、不相応と言われない。行であって色の自性を持たないものである。心と相応しないものに対して不相応と言われる。他の者たちは「行と言っているのは無為とを区別し、不相応という言明によって相応するものと区別する」と言っている。ここで、「心」という語は主要なものだからであるが、心だけと相応しないということではない。さもなければ、〔心は〕心と相応しないのだから、心は「不相応」ということになってしまうだろう。〔心〕自体と相応しないからである。<sup>(ii)</sup> それ故に、〔本論の中で〕色を自性としないと言っている。

## 2 得・非得の規定

### 2.1 得と獲・成就

TA P. to 235b7-236a2; D. tho 201a1-4 (ad. AKBh 62.14-16; P. gu 79b1).

以上、すでに提示された (bshad pa, niṛdeśa), この〔心不相応行法〕について解説しなければならないので、その中で、まず (tatra tāvat, AKBh 62.13) と言った。<sup>(12)</sup> その中でとは、〔決まったものの中で〕特定する意味である。それら〔心不相応行法〕の中で〔ということ〕である。まずの語は、〔説明の〕順序を意味する。〔心不相応行の諸法を〕同時に説明できないからである。

得は [II-36b] (prāptir, AKBh 62.14) というのは、「提示」(bstan pa, deśanā) の言 (tshig, vākyā) である。獲と成就とである [II-36b] (pratilābhah samanvayah, AKBh 62.14) というのは、「解説」(bshad pa) の言である。得と獲と成就との体は、〔互いに〕<sup>(13)</sup> 同じの意味である。しかし、この「獲」と「成就」〔の体〕は、〔得の意味を〕区別して説いているのである。「以前に未だ獲得していないものを得ること」、それ〔が「獲〕〕であると区別して説いている。最初〔の刹那〕に得が生ずることが「獲」だからである。獲得し終わった第二刹那などに得がある。<sup>(14)</sup> それ〔得〕が「成就」であり、すべての場合に失わないものが「成就」である。<sup>(15)</sup> それ故に、このようにして「得」の語は、「獲」と「成就」という意味で用い

られている。

だからこそ〔本論に〕といふのは、得は二種であつて(dvividhā hi prāptih, AKBh 62.15)と云々と説いている。「獲」とは、未だ得ていないもの(aprāpta, AKBh 62.16)であり、〔つまり〕以前に、未だかつて獲得していないもの〔を獲得すること〕と、すでに失ったもの〔を獲得すること〕(vihīna, AKBh 62.16)であり、獲得した時に〔界〕地を移ること(būmisamcāra, 界地転易)や、および〔その界地の惑を〕退失などのために失ったものの中で、初めて獲得することが「獲」である。第二刹那などで、すでに獲得したものを成就すること(pratilabdhenā ca samanvāgamah, AKBh 62.16)〔が「成就」〕である。

## 2.2 非得

TA P. to 236a4-5; D. tho 200a5-6 (ad. AKBh 62.16-17; P. gu 79b1-2).

〔その得と〕反対なので、非得〔が成立する〕(viparyayād aprāptir, AKBh 62.15)<sup>(16)</sup>などと。以前に獲得していないものが「非獲得」であり、得たものを失っているものが「非成就」である。<sup>(17)</sup>得とは反対なのが、非得なのである。〔といふのは、〕それ〔非得〕は異生の性質のもの(pṛthagjanatva 異生性)なので、〔異生性は〕「聖人(ārya)の諸法の不獲」<sup>(18)</sup>と言われる。〔また、非得は、〕「不成就」では<sup>(19)</sup>ない。

## 2.3 有為・無為法と得・非得<sup>(20)</sup>

### 2.3.1 有為法と得・非得

TA P. to 236a5-236b6; D. tho 201a7-201b7 (ad. AKBh 62.17-20; P. gu 79b2-3).

では、これら得と非得は誰のものなのか(kasya purnar ime prāptyaprāpti, AKBh 62.17)といふのは〔得・非得は〕有為のものなのか、無為のものなのか。〔また、それらは〕有情と呼ばれるもの(sattvākhyā)なのか、有情と呼ばれないもの(asattvākhyā)なのか。〔さらにまた、それらは〕自身の相続(svasamptāna, 自相続)に属するものについてなのか、他人の相続(parasamptāna, 他相続)に属するものについて<sup>(21)</sup>なのか、<sup>(22)</sup>というように質問している。

まず、有為に関して説明すべきである。得・非得は、自身の相続に属しているものである。これは、相続に属している〔諸法の〕ものと限定されているのであって、他人の相続に属しない〔諸法の〕ものでもない。その中で、「自らの」というそれだけのことを言うならば、衣服など「相続に属するものに」と言ってしまったなら、他人の相続に属するものを成就することになってしまう。それ故に、両様に帰結することを避けるために、「自身の相続に属しているもの〔と他人の相続に属しているもの〕」という二つを説くのである。

(23) 毛髪など有色根 (*indriyāṇī...rūpiṇī*; cf. AKBh 130.4) に関する有情と呼ばれるものも成就する。利益や損害されることの変化に随っているからである。それ故に、毛髪などに〔白髪などといった〕色などの変化が見られる。〔だから、〕他人の諸蘊などを誰も成就することはない。<sup>(24)</sup> それらを成就する場合、異生や有学の聖人、離欲の者、<sup>(25)</sup> 断善根者などが混乱することになる。

非有情数 (*asattvasaṃkhyāta*) の衣服や飾りを誰も成就しない。それ故に、相続に属さないものは得でない。その中で、色蘊と行蘊とを一つの得が得する。眼処と法処とを一つの得が得する、〔また、〕眼界と法界ともまた一つの得が得することについても詳細に説かれるべきである。〔また、〕同様に、有漏と無漏とを一つの得が得し、有為と無為とを一つの得が得すると知るべきである。<sup>(26)</sup>

### 2. 3. 2 無為法と得・非得

TA P. to 236b6-237b7; D. tho 201b7-203a1 (ad. AKBh 62.20-63.2; P. gu 79b3-6).

無為の (*asamśkrteṣu*, ABKh 62.19) 云々と。搾滅と非搾滅ともまた、諸々の滅について諸々の得と非得とがあると示している。諸々の〔非搾〕滅は、有漏であれ、無漏であれ、有為の滅である。可能な仕方で、慧を伴うものであれ、あるいは慧を伴わないものであれ、得と非得とがある。それ故に、虚空を〔成就する者はいない〕 (*ākāśena*, AKBh 63.1) とは〔どういうことかと言えば、虚空には得・非得が〕二つとも無いのである。虚空に対して誰も関係することがない〔からである〕。<sup>(28)</sup> どんな否定されるもの (*dgag par bya ba, pratiṣeddhavya*) も、どんな滅もないからである。

どのような補特伽羅がどのような滅を成就するのか。〔その質問のことがあるので,〕だから〔本論に〕,〔すべての有情は〕非択滅を〔成就する〕(apratisam-<sup>(29)</sup>khyānirodhena, AKBh 62.21)などと説いている。まさにそのことを、示さんがために〔,また本論で〕だからこそ (ata eva, AKBh 62.21)云々と言っている。〔すべての有情にも〕無漏〔なる非択滅〕はあるけれども、それ以外の〔事態〕は、〔我〕見と渴愛とを繰り返すことによって自己のものと常とされているからである。伝説する (grag go; kila, AKBh 62.22)<sup>(30)</sup>という語は、成就が実有として成立しないものであるから、〔また〕二つの滅も実有として存在しないで認めないと示すためである。

択滅を (pratisamkhyānirodhena, AKBh 62.22)<sup>(31)</sup>について詳細に説いている。〔すべての〔煩惱の〕束縛を有している〔見道の〕初刹那に住している者〕 (sakalabandha-nādikṣaṇastha, AKBh 62.23)と語義解釈される。それらを除かれている者たちは、どのような者であるのか。それらの者については、〔すべての〔煩惱の〕束縛を有している〔見道の〕初刹那に住している者〕を除いた (sakalabandhanādikṣaṇastha-varjyāḥ, AKBh 62.23)である。

〔さらにまた,〕それらの者は誰であるのか。それ故に、〔すべての聖人は〕 (sarva-āryāḥ, AKBh 63.1)と説いている。初刹那とは、苦法智忍である。すべての束縛を有している者ではなく、初刹那に住している者たちと、第二刹那〔に住している〕ものは、択滅を成就しているから、〔すべての〔煩惱の〕束縛を有している〕 (sakalabandha, AKBh 62.22)と初刹那に住している (ādikṣaṇastha, AKBh 62.22)と両様と説いている。〔すべての煩惱の束縛を有している者は,〕 いまだかつて煩惱を〔一つも〕断じていない者であり、〔また〕初刹那に住している者というのは、聖人(具縛聖者)であって、すべての束縛を有していない者のことである。〔だから、それらの聖人は〕 択滅を成就していると言われるから除くのである。それ以外の聖人、すなわちすべての煩惱を成就しているのではなく、初刹那に住している者と第二刹那などに住しているすべての〔聖人〕は、〔択滅を〕成就している。また、或る異生は成就する (pṛthagjanāś ca kecit samanvāgamāḥ, ABKh 63.1)というのは、その者たちは、世間道によって〔有漏の〕離繫得 (visamyo-

*prāpti*) を獲得する。<sup>(33)</sup> [しかし,] いかなる者も虚空を成就することはない (*ākāśena tu nāsti kaścit samanvāgataḥ*, AKBh 62.25)。[何故なら, 得・非得のダルマと] 関係することができないからである。<sup>(34)</sup>

## 2.4 小結

TA P. to 237b1-6; D. tho 202b2-7 (ad. AKBh 63.2; P. gu 79b6-7).

そして, 得が存在していないものには, 非得もまた存在しない (*yasya ca nāsti prāptis tasya aprāptir api nāsti*, AKBh 62.26) と或る者 (毘婆沙師) たちは [言う]。離縛は成就を先行しているからであると [言う]。そうであるならば, 諸々の得のみに非得があることになり, 諸々の非得には非得が無いことになる。それ故に, 定説が根拠となるものだけ認められる。他人の相続に属しているもの [の法] と有情でないもの [の法] と虚空とを誰が成就するというのか, という主張のみが議論の根拠となっている。

成就すること (*samanvāgata*, AKBh 62.24) といふのは, [自] 相続に異ならないで, 現在前しているその同種の法が因果によって包摂されるものであって, 非相続 [に包摂されるもの] ではない。それ [成就] は, 有情に数えられないもの (非有情数) など [の諸法] や, [有情と] 完全に関係しないもの [の諸法] は不適切である。[また,] 二つの滅もまた, 自己の相続に属している諸法においても [非有情数・虚空と] 同様に不適切である。以上の主張だけではない。成就がないならば, そこには非得もまた存在しない。[例えば,] 般涅槃の心と同様である, といふことが論拠である。涅槃は非得であると認められない。そうであったなら, [涅槃の] 非得が得でもある [ということになってしまうからである]。[毘婆沙師たちは,] 「非得は [聖法に対する] 不成就なのであって, [所得の法に対する] 得が存在しない」と詳細に説いている。<sup>(35)</sup>

## 3 得の実在・非実在をめぐる論争

### 3.1 世親の批難と有部における得の経証

TA P. to 237b7-239a1; D. tho 202b7-204a1 (ad. AKBh 63.3-7; P. gu 79b7-80a1).

根〔の機能〕を越えた〔存在〕対象を考えることは、アーガマ〔に基づくの〕か、あるいは道理に基づくのであるとするならば、ここで〔そなたが説いてい  
る〕、「得という別個 (bhāvāntara) の法がある」(thob pa zhes bya ba chos gzhan yod do)<sup>(38)</sup>といふことは、アーガマに基づいて理解されるものなのか、また、道理に基づいて理解しているのか。〔得を〕別の物として存在するものと誤って見なして  
いるから、〔本論で、〕「種子を自体 (ātmika) とするものである」(sa bon gyi bdag nyid  
yod do)<sup>(39)</sup>と〔後に〕説明するであろう。

アーガマに基いて決定 (niyama) すると示さんがために、経によって (sūtrāt,  
AKBh 63.3)<sup>(40)</sup>と言っている。経の中で (sūtre, AKBh 63.3) と詳細に説かれている。十無学の法を (daśānām aśaikṣāṇām dharmaṇām, AKBh 63.4) とは、無学の八聖道支と正解脱と正智である。生起し (utpādāt, AKBh 63.4) とは、現在前することである。獲得し (pratilambhāt, AKBh 63.4) とは、初めて得することである。成就している  
が故に (samanvāgamāt, AKBh 63.4) とは、後〔の刹那〕に得することである。

五つの支分を断じて (pañcāṅgaviprahiṇa, AKBh 63.5)<sup>(41)</sup>といふは、すなわち、下分結の五つ（五下分結）を断じて、〔つまり〕遍知しているのである。すなわち、色〔界〕の貪、無色〔界〕の貪・掉挙・慢と癡である。ある者たちは、「五つ」という点で等しいものなので、「五つ」であると言っている。他の者は、先に有学の位において〔五下分結は〕断じられているので、ここで〔の五支の言葉に〕は、〔五〕上分結が含まれている、と言う。ある者に得という何ものかが存在するならば、現在前していなくても、失われず、類似して存続する何らかの法がある〔と言う〕。ここでの証拠 (shes par byed pa, jñāpaka) は、獲得し、成就されている<sup>(42)</sup>ので、といふこれ〔が証拠〕である。

もし、経の中で、獲と成就と説かれているので、得なる別の法があるならば、もしそのようであるならば、それによって非有情数〔の法〕を (tena tarhy asattvā-  
khyair, AKBh 63.5)<sup>(43)</sup>と詳細に説かれている。「他の有情と非有情数のものを成就する者」と考へるのは、道理もなく、〔また〕アーガマにもない、と〔師世親は〕考へて何故か (kim kāraṇam, AKBh 63.6) と尋ねている。

【世親】師〔世親〕は、経の中で (sūtre, AKBh 63.6) 云々と説いている。その〔経〕

においても、「成就」<sup>(46)</sup>と説かれているだから、他の事態を成就することになる。それ故に、非有情数のものと他の有情のものを成就するという帰結になってしまう。七つの宝 (saptabhīratnaiḥ, AKBh 63.6) とは、車輪 (cakra) の宝・象 (hasti) の宝・馬 (aśva) の宝・珠 (maṇi) の宝・女 (strī) の宝・資産家 (grhapati) の宝、および国師 (pariṇāyaka) の宝である。その中で、珠の宝と輪の宝は、非有情数のものである。残余の五つ〔の宝〕は、有情数のものである。〔有情数のものと非有情数のものを〕互いに所属することになる。それ故に、支配すること<sup>(47)</sup> (自在力)<sup>(48)</sup>、つまり意思のままにする (隋樂転) [という意味である] (vaśitvam kāmacāra iti, AKBh 63.7) と説明して、後の言葉が前の言葉を解説しているのである。意思のままにするとは、「望みのままに実行する」 ('dod pa'i rjes su byed pa, icchānuvidhāna) という意味である。

ここで〔「成就」の語は〕支配すること (vaśitvam atra, AKBh 63.7) 云々と。二つの経において、成就の語に区別がなくとも、一方では、成就〔の語〕は「支配すること」であり、他〔の箇所〕では別個の法である (punar dravyāntaram, AKBh 68.8) というこのことは、何に基づいているのか。理証 (rigs pa, yukti) に基づくのか。〔それとも〕経に〔基くの〕か。

**【衆賢】** 師衆賢 (Ācārya Saṅghabhadra) は、一方では「成就」〔の語〕は「支配すること」であり、他方では、別個の法である、というこのことは論理に基づいている。現在のもののみに「支配すること」が成り立つ。かれ〔転輪王にとつて〕の増上果であり、そのことは、常に〔転輪王の〕近くにあり、また、〔他の経では〕善〔法〕が現在前していない時、過去、未来の不善〔法〕が得〔といふ法〕以外に何か他の自在性が考えられるのかと言う。<sup>(49)</sup>

**【安慧】** さらにまた、過去・未来は実在しないと主張する者がいる。ある未来に生ずる何かのものが〔成就〕であると彼らは主張するであろうか。望まないもの (mī'dod pa, anicchā) を帰結してしまう。〔だから、得は〕そうではない。<sup>(50)</sup>

**【衆賢】** 最後有の異生の後に有情であるという帰結になってしまうことになり、および臨終の最後心の況位 (gnas skabs, avasthā, 分位) に住している阿羅漢には無漏法を生ずる機会がないから、阿羅漢ではないことを帰結してしまうことにな

る。また、世間的な忍の況位（*jig rten pa'i bzod pa'i gnas skabs*）において、見所断の煩惱を生ずる機会がないので、預流〔果〕などの者となる帰結になってしま<sup>(52)</sup>う。

【安慧】以上のように、〔師衆賢は〕論主の意図を全く理解していないので、これらが過増（*sgro btags pa, samāropa*）〔の過失〕と知られる。ところで、『転輪〔王〕經』により、他〔の經〕において「支配すること」が成就であるとは言っているのではない。ではどうなのか〔と言えば、〕『転輪〔王〕經』では、「支配すること」が別個の法では決してないように、他〔の經〕においても、この〔すなわち善の〕種子は、保持され、損害されず、成就し、自在力がある時に、〔成就〕の語を説いているのであって、別個の法があるのではない。このように定立するならば、「自在性」と「未来の〔諸法の〕ものを生ずる」〔と解釈する点〕について過増の過失があると言うのは〔我われには〕関わりはない。

### 略号表

AKBh : *Abhidharmakośabhāṣya*, Edited by P. Pradhan, Patna, K. P. Jayaswal Research Institute 1967.

AN : *Aṅguttara-nikāya*, PTS.

BBh : *Bodhisattvabhbūmi: a Statement of whole course of the Bodhisattva (being fifteenth section of Yogācārabhbūmi)*, Edited by Unrai Wogihara, Sankibo Buddhist Book Store, 1st. ed. 1936, Reprint. 1971.

D : Derge edition of the Tibetan Tripitaka.

DN : *Dīgha-nikāya*, PTS.

LA : *Lakṣaṇānusāriṇī Abhidharmakośabhāṣyatīkā*, Tibetan Peking ed.(ju), Derge ed. (cu).

MN : *Majjhima-nikāya*, PTS.

P : Peking edition of the Tibetan Tripitaka.

PTS : The Pāli Text Society.

SA : *Sphuṭārthā Abhidharmakośavyākhyā: The Work of Yaśomitra*, Edited by Unrai Wogihara. Sankibo Buddhist Book Store, (1st. ed. 1936, 2nd. ed. 1971) Reprint. 1989.

SN : *Samyutta-nikāya*, PTS.

T : Chinese Tripitaka. 大正新脩大藏經, 1924.

TA : *Tattvārthā Abhidharmakośatīkā*, Tibetan Peking ed. (to), Derge ed. (tho).

Ybh : *The Yogācārabhbūmi of Ācārya Asaṅga: The Sanskrit Text Compared With The*

*Tibetan Version*, Edited by Vidhushekha Bhattacharya, Calcutta, University of Calcutta, 1957.

- 『集異門足論』：玄奘訳『阿毘達磨集異門足論』T. 26, No. 1536.  
『法蘊足論』：玄奘訳『阿毘達磨法蘊足論』T. 26, No. 1537.  
『識身足論』：玄奘訳『阿毘達磨識身足論』T. 26, No. 1539.  
『衆事論』：求利跋陀羅訳『衆事分阿毘曇論』T. 26, No. 1541.  
『品類足論』：玄奘訳『阿毘達磨品類足論』T. 26, No. 1542.  
『旧發智』：僧伽提婆・竺仏念共訳『阿毘曇八犍度論』T. 26, No. 1543.  
『發智論』：玄奘訳『阿毘達磨發智論』T. 26, No. 1544.  
『婆沙論』：玄奘訳『阿毘達磨大毘婆沙論』T. 27, No. 1545.  
『旧婆沙』：浮陀跋摩訳『阿毘曇毘婆沙論』T. 28, No. 1547.  
『心論』：僧伽提婆・惠遠共訳『阿毘曇心論』T. 28, No. 1550.  
『心論經』：那連提耶舍訳『阿毘曇心論經』T. 28, No. 1551.  
『雜心論』：伽跋摩等譯『阿毘曇心論』T. 28, No. 1552.  
『俱舍論』：玄奘訳『阿毘達磨俱舍論』T. 29, No. 1558.  
『俱舍釈論』：真諦訳『阿毘達磨俱舍釈論』T. 29, No. 1559.  
『順正理論』：玄奘訳『阿毘達磨順正理論』T. 29, No. 1562.  
『顯宗論』：玄奘訳『阿毘達磨藏顯宗論』T. 29, No. 1563.

## 参考文献

荻原雲來・山口益

1933-1939 『和訳 称友俱舍論疏』 梵文俱舍論刊行会.

楠宏生

2012 「『婆沙論』における得と非得との相關的規定」『印度学仏教学研究』  
61(1).

櫻部建

1969 『俱舍論の研究一界・根品一』 法藏館.

那須良彦

2007 (a) 「俱舍論根品心不相応行論一世親本頌と諸註釈の和訳研究 (1) 一」  
『淨土真宗総合研究』第3号.

2007 (b) 「俱舍論根品心不相応行論一世親本頌と諸註釈の和訳研究 (2) 一」  
『インド学チベット学研究』第11号.

2008 「俱舍論根品心不相応行論一世親本頌と諸註釈の和訳研究 (3) 一」  
『インド学チベット学研究』第12号.

2010 「俱舍論根品心不相応行論一世親本頌と諸註釈の和訳研究 (4) 一」  
『インド学チベット学研究』第14号.

西義雄

1975 『阿毘達磨仏教の研究—その真相と使命—』 国書刊行会.

本庄『全表』：本庄良文

1984 『俱舍論所依阿含全表 〈A Table Āgama-Citations in The Abhidharmaśāstra and The Abhidharmaśāśopāyikā Part 1〉』私家版, 京都.

福田琢

1990 「『婆沙論』における得と成就」『大谷大学大学院研究紀要』第7号.

Collett Cox

1995 "Disputed Dharmas Early Buddhist Theories On Existence (Studia Philologica Buddhica Monograph Series 11)", The International Institute of Buddhist Studies, Tokyo.

Junkichi Imanishi

1969 "Das Pañcavastukam und die Pañcavastukavibhāṣā <Abhidharma-texte in Sanskrit aus den Turfanfunden I>", Vandenhoeck & Ruprecht Göttingen.

Siglinde Dietz

1984 "Fragmente des Dharmaskandha <Ein Abhidharma-Text in Sanskrit aus Gilgit>", Vandenhoeck & Rupret Göttingen.

## 註

- (1) 櫻部建『俱舍論の研究一界・根品一』法藏館, 1969; 萩原雲来・山口益『和訳称友俱舍論疏』(三分冊)梵文俱舍論刊行会, 1933-1939.
- (2) 那須 [2007a] pp. 93-108, 同 [2007b] pp. 77-117, 同 [2008] pp. 67-95, 同 [2010] pp. 48-87.
- (3) TA (P. to 235a5; D. tho 200a7) には, "de ni" とあるが, LA (P. ju 174b7; D. cu 150a5) の "da ni" (idānīm) の読みに従う。
- (4) Cf. SA 142.16-18.
- (5) Cf. Imanishi[1969] p. 8, Cox[1995] p. 183.
- (6) ここでの文言は,『順正理論』の解説と近似している。:『順正理論』T. 29, 396c12-14: 謂有計度離得等有蘊得等性。如是諸法。不與心相應故。說名爲心不相應行。;『顯宗論』T. 29, 803c1-3; 三種の得は,『順正理論』以外の有部論書の中で広く説かれている。; cf. 『集異門足論』T. 26, 415c18-19; 『法蘊足論』T. 26, 512c10-14 (cf. SN 12.2.5, Vibhaṅga, Vol. 2, p. 3.6-9; DN vol. 2, p. 305.6-7, 『雜阿含』T. 2, 85b11-13); 『識身足論』T. 26, 586b19-22; 『品類足論』T. 26, 694a24-25; 『衆事論』T. 26, 628c20-21; 『薩婆多宗五事論』T. 28, 997c24-25; 『甘露味論』T. 28, 979c10-11; 『發智論』T. 26, 1029a5-6; 『婆沙論』(卷 172) T. 27, 865b10-866c17, (卷 176) 883a11-b21; 「依得」・「事得」・「処得」の三種の得など、心不相應行に類属する諸法については、西義雄 [1975] (pp. 420-424) の一覧、および解説を参照のこと。
- (7) 『俱舍論』の偈には, "nāmakāyādayaś (II-36a)" とあり、名身のみを挙げているが、三身(名・句・文身)を論じる偈の中で、"ādi" が再説されている。; cf. AKBh 80.11-13: nāmakāyādayaḥ (II-36a) katame / nāmakāyādayaḥ samjñāvākyākṣarasamuktayāḥ (II-47ab) ādīgrahanena padavyājanakāyagrahanam /
- (8) 『順正理論』T. 29, 396c14-15: 非如心所與心共一所依所緣相應而起。:『顯宗論』

- T. 29, 803c3-4.
- (9) TA (P. to 235b1; D. tho 200b2) には, “rigs mthun pa'i phyir” とあるが, LA (P. ju 175a4; D. cu 150b1) の “rigs mi mthun pa'i phyir” の読みに従う。
- (10) 『婆沙論』(卷 109) T. 27, 565b26-27: 色無爲心不相應行者。謂一切色無爲心不相應行皆俱不相應。無所緣故。
- (11) 『順正理論』(『顕宗論』), SA においても, 心不相應行の語義解釈が見出され, TA の解説とよく一致している。; 『順正理論』T. 29, 396c15-19: 説心言者。爲顯此中所說得等是心種類。諸心所法。所依所緣。皆與心同。亦心種類。爲簡彼故。言不相應。諸無爲法。亦心種類。無所依緣。故亦是不相應。爲欲簡彼故復言行。; 『顕宗論』T. 29, 803c4-8; SA 142.31-143.7.
- (12) Cf. BBh 410.1; Ybh 171; P. zhi 244b8; D. wi 211a6.
- (13) TA (P. to 235b8; D. tho 201a1) には, “thob dang ldan pa'i sgo” とあるが, LA (P. ju 175b4, D. cu 150b7) の “thob pa dang myed pa dang ldan pa'i sgra” の読みに従う。
- (14) 『婆沙論』は『施設論』を引用して, 得・獲・成就の相互関係を述べている。; 『婆沙論』(卷 157) T. 27, 797a19-22: 如施設論説。得云何謂獲成就。獲云何。謂得成就。成就云何。謂獲得。得獲成就聲雖有別而義無異。; cf. 『順正理論』T. 29, 396c23-25: 論曰。得獲成就。義雖是一。而依門異。說差別名。得有二種。謂先未得。及先已得。先未得得。說名爲獲。先已得得。說名成就。; 『甘露味論』T. 28, 979c3-4: 得諸法時心不相應行。是謂成就。; 『心論』T. 28, 831a4-5: 得者成就諸法不捨。; 『心論經』T. 28, 866a18-19: 得名得法。至成就得一義也。; 『雜心論』T. 28, 943b3-4: 得者得諸法。得成就同一義。; SA 143.9-10: prāptīr lābhāḥ samanvaya (2.36a) iti. prāptīr iti sāmānya-samjñā. lābhāḥ samanvaya iti viśeṣa-samjñā (得は, 獲得と具有とである (2.36a) という, 得とは共通の名称 (sāmānya-samjñā) である。獲得と具有とは固有の名称 (viśeṣa-samjñā) である)。
- (15) 『婆沙論』は得と成就との関係について, 七説を挙げている。; 『婆沙論』(卷 162) T. 27, 823a20-28: 問得與成就有何差別。(1)有説。名即差別。謂名得。名成就。(2)有説。未得而得名得。已得而得名成就。(3)有説。最初得名得。後數數得名成就。(4)有説。先不成就而成就名得。先成就而成就名成就。(5)有説。先無繫屬而有繫屬名得。先有繫屬而有繫屬名成就。(6)有説初得名得。得已不斷名成就。(7)有説。初獲名得。得已不失名成就。是故得唯在初成就。通初後得成就。是謂差別。
- (16) 『婆沙論』(卷 158) T. 27, 801b18-19: 如說得如是非得與得相違。; 『順正理論』T. 29, 396c25-28: 應知非得。與此相違。謂先未得及得已失。未得非得。說名不獲。已失非得名不成就。故說異生性。名不獲聖法。; 『顕宗論』T. 29, 803c14-17.
- (17) 『婆沙論』(卷 157) T. 27, 799a14-16: 當更隨義顯諸非得。若法有得。彼法有非得。若法無得。彼法無非得。獲成就非獲非成就説亦爾。;
- (18) 『順正理論』T. 29, 396c27-28: 故說異生性。名不獲聖法。; 『顕宗論』T. 29, 803c16-17; cf. AKBh 66.10: “pṛthagjanatvāpi katamat / āryadharmāṇām alābhā” iti śāstrapāṭhah / (「異生性とは何か。聖法を獲得しないことである」と『〔発智〕論』に誦されているからである); 『發智論』T. 26, 928c5-7: 云何異生性。答若於聖法聖暖聖見聖忍聖

- 欲聖慧。諸非得已非得當非得。是謂異生性。;『八犍度論』T. 26, 783c1-3;『婆沙論』(卷 158) T. 27, 801a13-16: 問非得隨何性類差別。答彼定不隨所不得法以相違故。又不隨道非道所求故。但依命根衆同分轉故。隨所依性類差別。; cf.『婆沙論』(卷 45) T. 27, 232b9-233a11;『旧婆沙』(卷 24) T. 28, 178a11-b29.
- (19) 非得が「不成就」と呼ばれないことについては、福田 [1990] (pp. 7-11) の中で既に詳説されている。また、『婆沙論』に至って、「有漏法の不成就〔性〕」は「離繫得 (visamyoagaprapti)」と呼び代えられるようになる。その「離繫得」とは、聖法 (拵滅無為) の獲得によって煩惱が断ぜられ、有漏なる事態が有情の心相続において非結合の関係になっていることを示す教義概念である。『婆沙論』における離繫得の意味については、拙稿 [2012] p. 373 参照のこと。;『婆沙論』(卷 157) 796c27-797a3: 又不成就若無體者。應不施設斷諸煩惱。謂聖道起斷諸煩惱。非如以刀割物以石磨物。但斷繫得證離繫得令諸煩惱不成就起說名爲斷。故知實有不成就性。; cf.『婆沙論』(卷 93) T. 27, 479c7-11, 『旧婆沙』(卷 46) T. 28, 352b28-c2.
- (20) 『婆沙論』(卷 158) T. 27, 801a6-13: 問何故得與所得法性類。或同或異耶。答得有三種。一有爲法得。二擇滅得。三非擇滅得。有爲法得。隨所得法性類差別。以有爲法能有作用引自得故。擇滅得隨能證道性類差別。以諸擇滅自無作用。但由道力求證。彼時引彼得故。非擇滅得。隨自所依性類差別。以非擇滅自無作用。非道所求。彼得但依命根衆同分而現前故。
- (21) TA (P. to 236a6; D. tho 201a7) には、"gis" とあるが、LA (P. ju 176a3; D. 当該箇所、欠如) の "gi" の読みに従う。
- (22) Cf. LA P. ju 176a1-3; D. cu 151a3-4: rgyud du gtogs ba'am rgyud du gtogs pa ma yin pa zhig gis yin…。『婆沙論』(卷 157) T. 27, 799a19-21: 於自相續法。有得。有非得等。於他相續法。無得非得等。;『順正理論』T. 29, 396c28-29: 且有爲中。於自相續。有得非得。非他相續及非相續。;『顯宗論』T. 29, 803c17-18.
- (23) Cf. AKBh 23.14-15;『俱舍論』T. 29, 8b21-24: 如在身内除與根合。髮毛爪齒大小便利湧唾血等。及在身外地水等中色香味觸雖在現世而無執受。;『婆沙論』(卷 75) T. 27, 387c14-27;『旧婆沙』(卷 39) T. 28, 290c1-10.
- (24) 『順正理論』T. 29, 397a1-2: 蘊墮在自相續中。可有成就不成就故。他相續蘊及非情蘊。必無成就不成就故。;『顯宗論』T. 29, 803c18-20.
- (25) LA P. ju 176a6-7; D. cu 151a7-151b1: de dag dang ldan na ni so so'i skye bo dang / 'phags pa dang / slob pa dang / mi slob pa dang (aśaikṣa) / 'dod chags dang bral ba dang (kāmavītarāga) / 'dod chags dang bral ba ma yin pa (avirakta) dang / dge ba'i rtsa ba kun tu chad pa dang / dge ba'i rtsa ba kun tu chad pa ma yin pa (asmucchinnakuśalamūra) la sogs pa'chol bar'gyur ro // それらを成就する場合、異生と聖者、有学と無学の者、離欲の者と未離欲の者、断善根者、不断善根者が混乱することになる。
- (26) 『婆沙論』(卷 158) T. 27, 801b5-6: 説色蘊行蘊一得得。乃至識蘊行蘊一得得。有爲無爲一得得。;『順正理論』T. 29, 397a9-12: 色蘊行蘊。一得所得。餘蘊行蘊。説亦如是。有漏無漏。一得所得。有爲無爲。一得所得。如是等類。如理應思。;『顯

- 宗論』 T. 29, 804a10-12.
- (27) LA P. ju 176a7-176b1; D. cu 151b1-2: dus ma byas rnams kyi (asamkrteśu, AKBh 62.19) zhes bya ba rgyas par'byung ste / so sor brtags pa dang / so sor brtags pa ma yin pas'gog pa gnyis kyi ni ma yin no zhes bstan to // (「無為の」云々と。拝滅と非拝滅との諸々の滅について両様ではないという意味である。)
- (28) 『婆沙論』(卷 157) T. 27, 799a18-21: 一切非有情數法。及虛空無爲。則皆無有得非得等。又於自相續法。有得。有非得等。於他相續法。無得非得等。;『入阿毘達磨論』T. 28, 986b14-18: 於何法中有得非得。於自相續及二滅中有得非得。非他相續。無有成就他身法故。非非相續。無有成就非情法故。亦非虛空。無有成就虛空者故。彼得無故非得亦無。;『婆沙論』(卷 157) T. 27, 797a26-27: 無漏法具五蘊。及擇滅非擇滅。除虛空無爲非所得法故。
- (29) 『婆沙論』(卷 158) T. 27, 801a11-13: 非擇滅得。隨自所依性類差別。以非擇滅自無作用。非道所求。彼得但依命根衆同分而現前故。
- (30) cf. AKBh 289.20: yad dhi vastvātmadrṣṭitṛṣṇābhyaṁ svīkṛtam bhavati tatra anye'py anuśyā anugamayitum utsahante.;『俱舍論』T. 29, 102b26-28: 謂若有法爲此地中身見及愛攝爲已有。可有爲此身見愛地中所有隨眠所緣隨增理。
- (31) Pradhan (ed.), および Shastri (ed., p. 212.1) には, "kila" ではなく "hi" となっているが, 『俱舍論』のチベット訳には, "zes grag (kila, P. gu 79b5)" とあり, また玄奘訳には「伝説」(22a20; 真諦訳では「阿毘達磨藏説」)とある。さらにまた, TA (P. to 237a2), LA (P. ju 176b2) にも, "grag go (kila)" とあることから, "hi" ではなく "kila" と読む。; cf. AKBh 62.22-24: ata eva kila coktam abhidharme (發智論) "anāsravair dharmaiḥ". 「誰が無漏のダルマを成就するのか。曰く、すべての有情である」と説かれていると伝説する。;『發智論』T. 26, 1022a14-15: 諸成就等覺支。彼成就無漏法。有成就無漏法非等覺支。謂諸異生。
- (32) 『婆沙論』(卷 158) T. 27, 801a9-11: 擇滅得隨能證道性類差別。以諸擇滅自無作用。但由道力求證。彼時引彼得故。
- (33) 有漏と無漏との二種の離繫得がある。世間道によって煩惱の得が断ぜられ、その得から離れていることを「有漏の離繫得」と言い、聖道によって煩惱の得が断ぜられ、その得から離れていることを「無漏の離繫得」と言う。; cf. 『婆沙論』(卷 5) T. 27, 23b9-c9, (卷 158) 803a5-c4; AKBh 366.15-17 (VI-46c); AKBh 63.18; SA 147.2-5; TA P. to 241b7-8; D. tho 206b5-6.
- (34) Cf. 『順正理論』T. 29, 397a8-12; 『顯宗論』T. 29, 804a3-8.
- (35) 『婆沙論』(卷 157) T. 27, 799a15-19: 若法有得。彼法有非得。若法無得。彼法無非得。獲成就非獲非成就説亦爾。由此一切有情數法。及擇滅非擇滅。有得非得。有獲非獲。有成就非成就。『婆沙論』(卷 158) T. 27, 805b16-18: 問頗有諸法本來有得無非得耶。有說無。以有得者必有非得故。;『順正理論』T. 29, 397a8-9: 若法有得亦有非得。若法無得亦無非得。其理決定。;『顯宗論』T. 29, 804a8-9.
- (36) Cf. SA 144.32-33: yasya ca nāsti praptis tasyāpraptir api nāsti iti siddhānta eṣa vaibhāṣikāṇām.

- (37) 本稿、注 18 参照のこと。
- (38) Cf. AKBh 63.3: prāptir nāmāsti kimpcit bhāvāntaram iti/ kuta etat/
- (39) 『順正理論』T. 29, 397a12-15: 經主此中作如是問。何緣知有別物名得。應答彼言。契經說故。如契經中薄伽梵說。應知如是補特伽羅。成就善法及不善法。; cf. 『婆沙論』(卷 93) T. 27, 478b7-9, (卷 157) 796b25-29; See 『中阿含』(『阿奴波經』) No. 26, T. 1, 601a23: 知此人成就善法。亦成就不善法。『佛說阿耨風經』No. 58, T. 1, 854b13-14: 世尊告曰。此阿難如來知一人意之所念。此人與善法俱不善法俱。; AN 6.62, *Udaka*, vol. III, p. 406.11-13: …samannāgato' yan puggalo ekantakālakehi akusalehi dhammehi, ….
- (40) 『俱舍論』に TA の「種子を自体とするものである」(sa bon gyi bdag nyid yod do) という文言は見出されない。おそらく安慧が世親自身の立場を述べたものと推察される。世親は、有部が主張する得・非得の実在を認めず、その得・非得の代わりに種子を用いて、有情の諸法相続を論じている。; cf. AKBh 63.18-64.10.
- (41) 『中阿含』(『廣義法門經』) No.97, T. 1, 922a5; 赤沼の『互照錄』(p. 15, p. 160) には、『廣義法門經典』に対応するニカーヤとして DN 15 *Mahānidānasuttanta* (vol. II, p. 55.7ff.) を示しているが、その内容はアーガマと一致していない。その点について、本庄(『全表』p. 19)はアーガマに対応するニカーヤが見当たらないことを指摘しており、櫻部[1969] (p. 312 脚注 1)もまた本庄と同様の指摘をしている。
- (42) Cf. AKBh 310.1 (V-43a), 311.7.
- (43) LA P. ju 177a8-b5; D. cu 152a5-b2: yan lag lnga rnam par spangs pa (pañcāṅgaviprahīna, AKBh 63.5) zhes bya ba la/ tha ma'i cha dang mthun pa'i kun tu sbyor ba lnga dag spang bar'gyur zhing yongs su shes par'gyur te / 'di lta ste / 'jig tshogs la lta ba dang / tshul khrims dang brtl zhugs mchog tu'dzin pa dang / the thom dang 'dod pa las'dun pa dang gnod sems so // gzhan dag na re tha ma'i cha dang mthun pa rnams ni sngar slob pa'i gnas skabs kho nar spangs pa'i phyir'dir ni gong ma'i cha dang mthun pa rnams kho na bzung ste / 'di lta ste / gzugs kyi'dod chags dang / gzugs med pa'i'dod chags dang / rgod pa dang nga rgyal dang rmongs pa'o zhes zer ro // gzhan dag na re lnga par mtshungs pa'i phyir gong ma'i cha dang mthun pa dang / tha ma'i cha dang mthun pa rnams gnyis ka bzung ste / gnas bdun la mkhas pa ston pa bzhin no zhes zer ro // thob pa ni gang zhig yod na mnong du ma gyur pa yang chud mi bza ba'dra bar gyur pa'i chos zhig go // 'dir khungs ni so sor thob pa kun tu ldan pas na zhes bya ba'di yin no // yang gang zag'di ni dge ba'i chos rnams dang yang ldan no // mi dge ba'i chos rnams dang yang ldan no zhes rgyas par gsungs so //
- 「五つの支分を断じているので」というは、すなわち、五つの下分結の五つを断じて、〔つまり〕遍知しているのである。すなわち、有身見、戒禁取、疑、欲貪、瞋恚である。他の者は、下分〔結〕は、前の有学の分位のみで断じたものなので、ここで上分〔結〕のみを言及して、色〔界〕の貪、無色〔界〕の貪・掉擧・慢と癡と言っている。ある者たちは、「五つ」という点で等しいものなので、上分〔結〕と下分〔結〕との両様が包摂され、七処善を説いていると言っている。或る者に得があり、現在前していなくても、失わないで、同様の法がある。ここでの証拠は、獲

得し、成就されているので、というこの〔語〕である。その人は、諸々の善法をも成就している。〔また、〕その人は諸々の不善法もまた成就していると説いている。

- (44) tena tarhi asattvākhyair は、tena tarhy asattvākhyair に訂正。
- (45) SA (145.10ff; P. cu 150c8ff.) は、ここでの論難者を “ācārya”, すなわち世親の見解であるとする。
- (46) 『中阿含』No. 26, T. 1, 493a11-494b7; MN. 129, vol. III, pp. 172.7-176.8; 櫻部 [1969] p. 312 注 (2), 本庄『全表』p. 18 参照。
- (47) LA では、さらに続けて毘婆沙師の説を間接的に批難していると思われる解説がある。

LA P. ju 178a2-3; D. cu 152b5-6: gzhān gyi rgyud du gtogs pa dang ldan par'gyur ro // mi'gyur te / ci'i phyir zhe na / mdo ni dgongs pa can yin pa'i phyir ro // dgongs pa ca yin zhe na / (他人の相続に属しているものを成就することになってしまう。そのようにはならない。何故か。經典は意図を含んでいるからである。どのような意図なのか)

- (48) ここで TA の直訳は、「相互に呼び合わせて (phan tshun bgrangs pa)」といった意味であるが、本文の意図は明らかでない。また、TA に対応する LA の当該箇所は見出されない。他方で、『婆沙論』の「成就 ([性] = 得) の実在を非難する譬喻者の「法壞 (法性壞)」、「趣壞」、「身壞」、「業壞」の文言に関連しているとも考えられるが断定できない。; 『婆沙論』(卷 93) T. 27, 479a24-b4: 問彼何故作是執。答彼依契經故作是執。謂契經說。有轉輪王成就七寶。若成就性是實有者。成就輪寶神珠寶故。應法性壞。所以者何。亦是有情亦非情故。成就象寶及馬寶故。復應趣壞。所以者何。亦是傍生亦是人故。成就女寶故復應身壞。所以者何。亦是男身亦女身故。成就主兵主藏臣故復應業壞。所以者何。君臣雜故。勿有此失故成就性定非實有。爲遮彼意顯成就性定是實有。; cf. 『婆沙論』(卷 157) T. 27, 796a10-20; 『旧婆沙』(卷 46) T. 28, 352a12-22.
- (49) LA P. ju 178a6; D. cu 153a1: ji ltar'dod pa bzhin longs spyod pa rtag tu nye ba'i sgo nas de'i dbang dbang ba nyid du rtogs pa'i phyir ro// (思い通りに享受するためにいつも近くにあるという点で考えられるからである)
- (50) 『婆沙論』(卷 93) T. 27, 479b25-26: 答輪王於彼有自在力隨意受用如成就故立成就。『婆沙論』(卷 157) T. 27, 796c19: 謂轉輪王於自七寶攝御自在假說成就。; 『順正理論』T. 29, 397a12-24: 經主此中作如是問。何緣知有別物名得。應答彼言。契經說故。如契經中薄伽梵說。應知如是補特伽羅。成就善法及不善法。若謂經說有轉輪王成就七寶。有太過失。此難不然。王於七寶自在無礙。名成就故。若謂餘經所說成就亦應爾者。此亦不然。以現在者。唯於現在有自在力。非過未故。謂轉輪王。於現七寶有自在力。增上果故。恒現前故。隨樂而轉。可名成就。善不善法。則不決定。且如善法。現在前時。補特伽羅。於現善法。可說成就。彼於過未不善法中。應更指陳。若無現得由何別法。說爲自在。不善現前徵善亦爾。
- (51) ここで安置の解説は、『順正理論』(『顕宗論』)とよく一致している。; 『順正理論』T. 29, 397a24-26: 況執過未全無體者。於何自在説名成就。若於未來。有能生力名成就者。理亦不然。是則應有非愛過故。; 『顕宗論』(T. 29, 803c28-29)には、

「過未全無體宗」とある。また、Cox は、『順正理論』の「過未全無體者」を“those [like Sūtra master,] who claim that past and future factor”と訳している。Cox が“those”と訳しているのは、得の実在を論じている『婆沙論』卷九十三、卷百五十七、『旧婆沙』卷四十六に見出される論難者「譬喻者（Dārśṭāntika）」のことを言っている。; Cox [1995] p. 188, p. 212 (Note. 14, 17) 参照。また、『婆沙論』卷九十三、卷百五十七の譬喻者の説は、過去・未来の非実有を論じているが、「自在」については言及していない。よって、『婆沙論』は、『俱舍論』『順正理論』、TA の文脈と相違している。; 『婆沙論』(卷 93) T. 27, 479a16-20: 謂或有執。過去未來無實自性。現在雖有而是無爲。爲遮彼意顯示實有過去未來可成就故。若彼非有應不成就。如第二頭。第六蘊等既可成就故如實有。又爲顯示現在世法定是有爲有生滅故。; cf. 『婆沙論』(卷 93) T. 27, 479a16-20; 『旧婆沙』(卷 46) T. 28, 351c24-352a2-6.

- (52) 『順正理論』T. 29, 397a26-b1: 謂諸異生。住最後有。定生無漏應是聖者。諸阿羅漢。住最後心。決定不能復生無漏。應非阿羅漢。便退成異生住世俗。忍見所斷煩惱。必不復生。應是預流果。; 『顯宗論』T. 29, 804a1-3.
- (53) AKBh 64.3-4: tasmād bījam evātrānapoddhṛtam anupahataṃ paripuṣṭam ca vaśitvakāle samanvāgamākhyām labhate nānyad dravyam / (P. gu 80b8: de'i phyir'dir sa bon kho na rtsa nas ma bton pa dang / nyams par ma byas pa dang / dbang nyid kyi dus na rgyas par gyur pa ni ldan pa zhes bya ba'i ming'thob kyi rdzas gzhān ni med do //) 故に、ここで、種子が引き抜かれず、害されておらず、成長し、自在力の時において、ここで種子が成就の名称を獲得するのであり、他の事態が〔成就を〕獲得することではない。